

組合等の共助の取組みを支援します

組合等消費喚起活動支援補助金

①補助金の対象となる事業

組合等が行う共助による「消費喚起活動(感染症対策の取組を含む)」

②補助金

最大 100万円

③事業の要件 (主なもの)

- ・令和2年3月1日以降に開始し、令和3年3月31日までに完了する事業
- ・主として次の7業種における消費喚起につながる共助活動
7業種：小売業、物品賃貸業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業
娯楽業、学習支援業
- ・申請期限 令和2年12月28日(月)

ただし、申請額が予算の上限に達した場合は、その時点で締め切ります

④申請者の要件 (いずれかのもの)

- ・経済団体：徳山商工会議所、新南陽商工会議所、熊毛町商工会、鹿野町商工会、都濃商工会
- ・組合：周南料飲組合、周南西料飲組合、周南旅館ホテル組合、周南湯野温泉旅館組合、周南湯野事業協同組合、山口県美容業生活衛生同業組合
- ・共助団体：4つの要件の全てに該当する共助を目的とする団体
市内に本拠がある、主たる構成員が同業種の事業者、法人格又は規約がある、活動実績1年以上

問い合わせ (まずはご相談ください)

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市 産業振興部 商工振興課 あて

電話 0834-22-8373(平日の8時30分～17時15分)

Eメール:shoko@city.shunan.lg.jp

周南市 コロナ 支援

検索



←事業者支援を
まとめています。

